

広島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道	二 路線名 府中世羅三和線	三 道路の区域
間		区
		間
		の新別 敷地の幅員 (メートル)
		の新別 延長 (メートル)
		備考

世羅郡世羅町大字下津田字篠原一九一一番一九地 先から 世羅郡世羅町大字下津田字論田一〇〇五番三地 先まで	世羅郡世羅町大字下津田字篠原一九一一番一九地 先から 世羅郡世羅町大字下津田字論田一〇〇五番三地 先まで	世羅郡世羅町大字下津田字論田一〇〇五番三地 先から 世羅郡世羅町大字下津田字蛭子久保一九〇九番 一地先まで
新	旧	新
○二・一〇〇四	八・五〇	三九・五〇
○二・一〇〇四	五八七・〇〇	一七〇・〇〇
拡幅		ダブルウェイ